

### (3) 被災者に対するボランティア活動への支援

被災者に対する様々なボランティア活動が展開しやすい環境づくりに努めるため、大学等の学生のボランティア活動について、「東北地方太平洋地震に伴う学生のボランティア活動について」（平成23年4月1日、文部科学副大臣通知）により、学生が安心して活動に参加できるよう、各大学に対し必要な修学上の配慮やボランティア活動に関する安全管理及び情報提供について通知するなど、ボランティア活動を進めるための環境整備を推進しており、学生によるボランティア活動が活発に行われています。

また、専修学校では、多くの生徒が、文部科学省の通知や全国専修学校各種学校総連合会からの呼び掛けを踏まえ、専門性の高い知識・技能を活かしながら、被災地の避難所や、学校、老人保健施設において様々なボランティア活動を行っています。

このほか、その他の学校の生徒等も、被災者に対する様々なボランティア活動を行っています。

## Column No. 7

### 学生・生徒によるボランティア活動の状況について

#### 【大学の学生のボランティア活動事例】

岩手大学では復興対策本部を設置し、被災地からの要請に応じて復興支援を進めています。その一環として、岩手県大船渡市で、日帰りでの学生ボランティアを実施しました。教室の洗浄など授業再開のための環境整備、子どもの遊び相手、部活動の指導等を行い、4月6日～7日、14日の3日間で、学生ボランティアが延べ138名参加しました。



破損物品を運搬する学生ボランティア（岩手県大船渡市）



避難してきた児童にコマ作りを教える学生ボランティア（新潟県上越市）

宮城教育大学では災害支援のための組織を立ち上げ、宮城県教育委員会と仙台市教育委員会との連携体制を構築し、各市町村・学校のニーズの把握に努めています。宮城県立石巻特別支援学校において、被災した障害児等の生活・学習支援を実施し、4月11日から5月12日までにわたり、学生ボランティアが延べ90名参加しました。

上越教育大学では災害支援室を設置し、NPO法人上越地域学校教育支援センターと連携して、上越市と糸魚川市に避難してきている子どもに対して、勉強や遊びの場を提供するボランティアを実施しました。上越教育大学を会場として、3月27日～4月5日までの10日間にわたって行われ、学生ボランティア（現職教員を含む）が延べ125名参加しました。

#### 【専修学校の生徒のボランティア活動事例】

ホンダテクニカルカレッジ関東（埼玉県）では、自動車エンジンの開発技術者などを目指す同校の1級自動車整備研究科の生徒が、同学科の教員と共に、宮城県石巻市、気仙沼市において、避難所でニーズの高いスクーターの部品交換、自転車のパンク修理などを行いました。



避難所にある自転車を修理している様子（ホンダテクニカルカレッジ関東の生徒）



介護施設でシーツを交換している様子（東京福祉専門学校の生徒）

また、東京福祉専門学校（東京都）では、介護福祉士を目指す同校の介護福祉科の生徒が、岩手県大船渡市、陸前高田市において、介護老人保健施設などに出向き、被災者（介護が必要なご老人）の日常生活の支援を行いました。なお、このボランティア活動は、厚生労働省及び文部科学省からの通知等を踏まえ、基礎分野科目の授業の一環として位置づけ、単位を付与することとなっています。

## 【中学校の生徒のボランティア活動事例】

吹奏楽と合唱の二つのアンサンブル全国大会に出場予定だった仙台市立八軒中学校の吹奏楽・合唱部は、3月11日(金)の大震災で被災し出場を断念しました。震災後は避難所生活をしている方のために、他の生徒と共に救済物資を運んだり食事を準備したりするなどのボランティア活動を行いました。全国大会当日の3月19日(土)には、津波に襲われ八軒中学校で避難所生活を続けていた仙台市東部の蒲生・荒浜地区の方々を招待し、学校の武道館で音楽の集いを催しました。全国大会で演奏予定であった曲の他に、震災直前に覚えた「あすという日が」の歌詞が避難所生活を続けている方々に元気と勇気を与えるのではないかと考え、最後に披露しました。歌声を聴いた多くの方が涙し、感動しました。その様子がテレビで放映されて全国的に話題となり、学校にたくさんのメールや励ましの連絡が入りました。



3月19日の演奏風景(仙台市立八軒中学校)

その後、同校の吹奏楽・合唱部は、地元の商店街や仙台市街等で開催されるチャリティーコンサートに参加し、募金活動などを積極的に行いました。テレビで放映された映像や活動の様子に感動した民間の広告会社の働きかけと仙台市教育委員会の協力を得て、「あすという日が」のCDを発売し、その収益の全てを、仙台市を中心とした公共団体に寄附することになりました。

CDやテレビで放映された歌声は全国に届き、たくさんの方々に感動を与えています。(執筆：仙台市教育委員会)

また、国立青少年教育振興機構では、被災地におけるボランティア支援を促進するため、ボランティアコーディネーター研修を実施するとともに、震災ボランティアに関心がある学生や青年を対象に、「緊急青年ボランティアミーティング」を開催(4月15日～16日、7月1日～2日)し、そのフォローアップのための「青年ボランティアフォローミーティング」を開催(5月21日)しました。



国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区)におけるボランティアコーディネーター研修(4月15日)の様子

#### (4) 「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」の開設等

文部科学省では、被災地域の子どもたちが必要な支援をより受けやすくするため、被災者のニーズと提供可能な支援を相互に一覧できる「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」を4月1日に開設しました\*3。

このサイトでは、被災地域でどのような支援を必要としているのかを各地方公共団体や教育委員会・学校・公民館等の単位で登録していただくとともに、全国の教育委員会・学校・企業・NPO等がどのような支援を提供することができるのかという情報を登録していただき、本サイトを閲覧した「支援の要請者」側と「支援の提案者」側が直接連絡を取り合うことで、被災地域への支援が円滑に行われることを目指しています。

このサイトに掲載する支援の内容としては、学用品や備品、一般図書等の物的支援、教職員やスクールカウンセラー、ボランティア等の派遣という人的支援等の様々なメニューがあり、これまで、学校の再開のために必要な机や椅子、鉛筆、ノート、部活動のための用具の提供等学校現場等のニーズに基づいた支援が実現しており、平成23年7月29日現在、このサイトを通じて、824件のマッチングが行われました。

また、6月後半より、被災した子どもたち向けに、各地方公共団体や民間団体が取り組む「サマーキャンプ」や奨学金等に関するページを特設し、情報提供を通じたマッチングを行っています。

\*3 参照：<http://manabishien.mext.go.jp/>



「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」画面



①



②



③



④

- ①岩手県の高校(ヨット部)へ支援されたヨット
- ②福島県川俣町教育委員会へ支援されたスクールバス
- ③宮城県の中学校へ支援された吹奏楽器など
- ④福島県の高校へ支援された学用品

このほか、国立教育政策研究所では、教育課程の編成などの学校運営・学習指導・教育相談などの工夫について教育関係者の知識と経験を共有する「みんなで作る被災地学校運営支援サイト」を開設し\*4、被災地の教育活動に役立つ情報提供を行っています。

### (5) 「東日本大震災特別弔慰金」の創設

日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付制度\*5では、多数の住民が被害を受ける非常災害による場合は災害共済給付を行わないこととされていますが、今回の大震災の被害の大きさや被災地からの要望等を踏まえ、「東日本大震災特別弔慰金」として、通常の災害共済給付とは異なる新たな仕組みを構築しました。

これにより、今回の大震災により学校の管理下で死亡した児童生徒等の保護者等に対して、日本スポーツ振興センターから特別に弔慰金が支給されることとなりました。

## 3 学校における教育活動等への支援

### (1) 被災児童生徒等の受入れ

文部科学省では、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」(平成23年3月14日、文部科学副大臣通知)などにより、被災幼児児童生徒が域内の学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取扱い、速やかに受け入れるよう、各教育委員会等に要請を行いました。



「みんなで作る被災地学校運営支援サイト」

\*4 参照：http://www.hisaichi-gakkoushien.nier.go.jp/

\*5 学校の管理下における児童生徒等の負傷、疾病、傷害又は死亡について、児童生徒等の保護者等に対して、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給を行う制度



また、弾力的な受入れにあたっての具体的な配慮事項等については、事務連絡や文部科学省ウェブサイト、初等中等教育局メールマガジンにより広く周知を行っています。

さらに、被災者の方が避難所などにおいても携帯電話から容易にアクセスできる文部科学省携帯版ウェブサイトに、各都道府県・指定都市の転校等に関する問い合わせ窓口や、岩手県、宮城県及び福島県の学校の再開予定に関する情報を掲載しています。

## Column No. 8

### 多様な形態で進む被災幼児児童生徒の受入れ

今般の震災により、約2万2千人もの幼児児童生徒が、被災前の学校と異なる学校で、転入学や区域外就学などにより受け入れられています。

#### ○転入学とは

住所地の変更などにより、それぞれの学校の幼児児童生徒が他の学校の相当学年に学籍を移すことを転入学といい、今般の震災を受け、平成23年5月1日現在で2万515人もの幼児児童生徒が他の学校に転入学しています。

#### ○区域外就学とは

公立の小・中学校・特別支援学校（小・中学部）に転入学した者のうちかなりの部分は区域外就学により受け入れられています。小・中学校段階の児童生徒については、通常、住所地の市町村が設置し、当該市町村の教育委員会が指定した小・中学校に就学することとなりますが、学校教育法施行令第9条などにより、住所地以外の市町村が設置する小・中学校等に就学することも認められており、これを区域外就学といいます。区域外就学により、平成23年5月1日現在で1万884人が受け入れられています。

このほか、一部の被災幼児児童生徒については、元の学校に在籍したまま、受入れ先の学校の活動に参加するといった弾力的な対応もとられています。

## (2) 教科書の給与等

被災により転校した児童生徒への教科書給与については、給与の際に必要な教科書給与証明書がなくても可能とするなど、弾力的な運用を行っています。

また、平成23年度使用教科書については、供給の準備をしていた教科書が多数滅失・毀損したため、関係団体に対し、増刷等により必要数を補充することを要請し、学校再開に合わせて供給が行われました。

## (3) 就学援助等の取組

文部科学省及び関係機関では、震災発生以降、次のような就学支援等や就職支援の取組を行っています。

### ①幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に通う子どもへの支援

(就学支援等)

被災により就学援助などを必要とする幼児児童生徒に対する認定及び学用品費、学校給食費などの支給について、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うよう各教育委員会に要請しました。

また、被災した児童生徒の各学年の課程の修了・卒業認定等について、弾力的に取り扱うよう各教育委員会等に要請しました。さらに、学校教育法施行規則等に定める標準的な授業時数について、災害等の不測の事態が発生した場合、当該時数を下回ることも認められることなど、教育課程編成

上の留意点についてお知らせしました。

さらに、5月2日に成立した平成23年度第1次補正予算で、各学校段階における就学等を支援するため、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を創設し、これにより各県が基金を設けて幼稚園に通う幼児の保育料や入園料を軽減する就園奨励事業や、小中学生に対する学用品費や通学費、医療費などを支援する就学援助事業、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に通う幼児児童生徒の就学に必要な経費を軽減する就学奨励事業、私立学校・専修学校・各種学校に対する授業料等減免の措置などの経費を支出できるようにしました。

(就職活動への支援)

平成24年春卒業予定の被災地の高校生の就職環境が厳しい状況となることが懸念されるため、被災地の新規高卒者等を対象とする採用枠の拡大や追加求人提出等について、文部科学大臣及び厚生労働大臣の連名で主要経済団体に要請するなど、関係府省と連携して被災した新卒者の就職支援に全力で取り組んでいます。

## ②大学等の学生等への支援

(教学面での対応)

文部科学省では、入学者選抜の日程変更等、受験生の受験機会の確保等における最大限柔軟な措置の検討や、被災した学生等の修学上の配慮について各大学等に依頼しました。また、平成23年度当初の授業期間について、大学設置基準に定める学習時間を確保する方策を大学が講じていることを前提に、弾力的に取り扱っても構わないことを、各大学に対して通知しました。

(学生・生徒への配慮)

文部科学省では、各大学等に対して入学金や授業料の徴収猶予・減免等について要請を行い、これまで全国の多くの大学で、授業料減免、奨学金、宿舍支援などが実施されました。日本学生支援機構では、震災等により家計が急変し、奨学金が必要となった学生・生徒を対象とする無利子の緊急採用奨学金を、全国の大学等や各都道府県に周知し、随時受け付けています。また、一時帰国を余儀なくされた国費留学生に対する再来日の航空券の支給や、経済的困窮に陥った私費留学生で成績優秀な学生に対する学習奨励費の支給を行っています。

さらに、平成23年度第1次補正予算で、高等教育段階において無利子の緊急採用奨学金や授業料等減免措置の拡充を図りました。

このほか、被災者について8月に実施する高等学校卒業程度認定試験(第1回)の出願期間を延長しました。

(就職活動への支援)

文部科学省では、被災した学生・生徒等の就職環境の悪化を防ぐため、文部科学大臣及び厚生労働大臣の連名で、採用内定の取消を行わないなどの配慮を主要経済団体に要請するとともに、厚生労働省と連携し、国立青少年教育振興機構等の協力を得て、就職活動のための宿泊施設を無償提供するなど、関係府省と連携しつつ、被災した学生・生徒等が就職活動を継続できるよう支援を行っています。

## (4) 子どもたちの心のケア等

文部科学省では、震災により親を失った子どもなど被災した子どもたちの心のケアや障害のある子どもへの対応のため、次のような取組を行っています。

- ・心のケアを含む健康相談を行うなど、被災児童等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮することを各地方公共団体に要請しました。
- ・平成22年度「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」を緊急に活用して、全額国庫負担により、臨床心理士等を被災地に派遣しました。

- ・平成 23 年度第 1 次補正予算における「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を活用して、被災した児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者への助言・援助などに対応するため、被災地域や被災した児童生徒等を受け入れた地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校などにスクールカウンセラー等を全額国庫負担により緊急派遣しました。
- ・平成 22 年 9 月に配布した指導参考資料(「子どもの心のケアのために」)を増刷し、被災した県及び市町村の教育委員会からの追加配布要望に応じて発送しました\*6。

また、被災により転校せざるをえなくなった子どもについて、その受入れ先となる学校に対し、子どもたちを温かく迎えるための指導上の工夫や保護者・地域住民などに対する説明などを適切に行い、いじめなどの問題を許さず、該当する子どもたちの学校生活への適応が図られるよう、必要な指導を行うなどの特段の配慮を各教育委員会に要請しました。

被災した障害のある子どもについては、その状況を教育委員会、学校等が市町村の障害児担当部局と連携して把握し、スクールカウンセラー等を活用した心のケアなど必要な教育上の支援に努めるよう各教育委員会等に要請しました。また、国立特別支援教育総合研究所においては、「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」を作成し、ホームページに掲載するとともに、各県教育委員会等に配布しました\*7。

## (5) 学校給食における取組等

学校給食の復旧、実施に向けて、文部科学省では以下のような取組を行いました。

- ・被災地の学校等における新年度からの学校給食の実施については、施設設備の洗浄及び消毒などの衛生管理や栄養バランスの確保などの栄養管理等に留意しながら、調達可能な物資等の実情に応じて、できる限り給食を提供できるよう教育委員会等に対して要請しました。
- ・学校給食施設の復旧については、平成 23 年度第 1 次補正予算で、学校施設の災害復旧事業により支援を行っています。
- ・平成 23 年度第 1 次補正予算において、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を創設し、これにより各県が基金を設けて、学校給食費や、おかず等の現物給付に係る経費を支出できるようにしました。

また、学校給食の安全確保について、出荷制限等の情報に留意することや、保護者等からの問い合わせに対応するなど必要な情報提供に配慮することなどを教育委員会に要請しました。さらに、放射性物質に汚染された稲わらを与えていた可能性のある牛による肉を給食で使用していたかの確認と使用していた場合の報告を求めました。

## (6) 公立学校教職員の加配措置

今回の震災では、多くの公立学校が長期間避難所となり、教員や職員が昼夜にわたり対応しました。

そのような中、今回の被災により、心のケアが必要な児童生徒や学習の遅れがある児童生徒に対し、その支援のための個別の指導が求められています。また、校舎等学校施設の損壊が激しく、当該学校の児童生徒が複数の施設に分散している学校では、教職員による手厚い巡回指導等が必要です。さらに、家族や住居を失い、厳しい家庭環境に置かれている児童生徒が相当数就学している学校では、教職員による家族・親族や福祉施設などの関係行政機関との連携・相談・確認等の業務が必要です。このように、学校の教育活動の本格的な復旧と円滑な実施のために、必要な教職員の定数を確保することが重要です。

このため、文部科学省では、まず緊急の対応が必要なものについて 4 月 28 日付けで義務教育諸学

\*6 参照： [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1297484.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm)

\*7 参照： <http://www.nise.go.jp/cms/6,3758,53.html>



校分として、岩手県(134名)、宮城県(216名)、茨城県(23名)、新潟県(10名)の4県に対し合計383名、高等学校分として、岩手県(21名)、宮城県(20名)の2県に対し合計41名、総計424名の加配定数の追加措置を実施しました。

また、6月24日付けで義務教育諸学校分として、岩手県(68名)、山形県(14名)、福島県(481名)、茨城県(26名)、栃木県(14名)の5県に対し合計603名、高等学校分として、岩手県(12名)、宮城県(8名)、福島県(33名)の3県に対し合計53名、総計656名の追加措置を実施したため、4月の措置分と合わせて、1,080名の追加措置を講じています。

なお、文部科学省としては、上記の教職員の加配措置に加え、宮城県教育委員会からの教職員の派遣依頼を受けて、被災地以外の教育委員会に派遣の打診を行い、派遣を申し出た教育委員会の情報を宮城県教育委員会に提供しました。これにより、秋田県、栃木県、石川県、兵庫県、愛媛県、熊本県の教育委員会から、教諭5名、養護教諭6名の派遣が行われています。

## (7) 学校施設・社会教育施設等の復旧

被害を受けた学校施設、公立社会教育・体育・文化施設の早急な使用を可能にするため、応急仮設校舎や比較的被害が軽微な学校・公民館等の早期復旧など、復旧費のうち早期に着手が可能な事業を実施するための経費を平成23年度第1次補正予算に計上しました。また、被災した学校施設・社会教育施設等の現地調査を実施しています。

## (8) 大学等の教育・研究機能の充実

被災地の大学等の教育・研究水準を維持向上させるためには、

- ・教育・研究に係る施設及び設備の速やかな復旧支援
- ・私立学校に対する経営面での支援
- ・災害見舞金の支給、私学共済掛金の免除等の私立学校教職員等への支援
- ・研究開発活動を停滞させないための電力の確保や代替施設の利用支援
- ・帰国留学生・外国人研究者の再来日の促進

などが必要です。

このため、文部科学省では、深刻な被害を受けた各大学等の教育研究活動が早期に改善できるよう、平成23年度第1次補正予算において施設設備の復旧や私立学校に対する経営支援の充実等について措置を行っています。また、留学生に対する再来日の航空券の支給や学習奨励費の支給などを行っています。

これらの取組により、大学等が持つ教育・研究の力を最大限発揮して雇用を創出し、被災地の新しい産業と社会の創造を担う人材の育成や職業能力の向上を図ることが期待されます。

## Column No. 9

### 被災地の大学における復興に向けた取組について

被災地の各大学において様々な活動や取組がなされていますが、そのうちいくつかの事例を紹介いたします。

#### 【東北大学】

被災からの復興・地域再生を先導する研究・教育・社会貢献等を進めるため、「東北大学災害復興新生研究機構」を創設し、災害科学に関する国際研究拠点の構築や地域医療の再生、また、イノベーションによる地域産業の復興支援、グローバルな産業エリアの創出など大学の知的資源を活用した東北地域の復興・地域再生に取り組んでいます。

## 【福島大学】

「うつくしまふくしま未来支援センター」を設置し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故、地震、津波による災害の実態の調査・研究・支援に取り組むとともに、県や地方公共団体等がつくる地域ビジョンの作成の支援などに取り組んでいます。

## 【石巻専修大学】

多目的グラウンドなどを自衛隊やボランティアの宿营地、国連食糧計画などの倉庫やヘリポートとして開放しているほか、地域に根ざした総合的な研究を通じた教育・文化活動や地域再生の支援策として「復興共生プロジェクト」を立ち上げています。



## 4 文化財の復旧・復興に対する支援

文部科学省では、東日本大震災による文化財の被害状況について都道府県教育委員会を通じて状況の把握に努めるとともに、被災地からの要請に基づき文化庁の文化財調査官を派遣し、被災した文化財の修理・復旧等について指導・助言を行っています。

また、美術工芸品等の動産文化財を緊急に保全するため、救出、応急措置、博物館等における一時保管を行う「文化財レスキュー事業」や、不動産の文化財建造物についても、被災状況調査の実施、応急措置、復旧に向けた技術的支援等を行う「文化財ドクター派遣事業」を展開しています。

さらに、復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、発掘調査の範囲を限定するなど弾力的な取扱いを認めるとともに、事業の規模等に応じて適切に取り扱うよう、関係機関に4月28日付けにて通知しました。

## 5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故対策

### (1) 環境放射線モニタリングの実施等

文部科学省では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故(以下、本節において、「本件事故」という。)を受け、当該発電所周辺の放射性物質の放出状況を把握し、国民の安全や安心、政府の適切な対応に資するため、様々な手段を活用し、環境放射線モニタリング\*8を実施しています。

具体的には、発電所周辺の地域について、福島県や日本原子力研究開発機構等と連携し、空間線量率のモニタリングを実施するとともに、空気中のダストや土壌等のサンプル調査を行っています。さらに、海洋研究開発機構等の船舶を用いた海域での調査や航空機による発電所周辺の空間線量率の測定なども実施しています。これらのモニタリングの結果については、速やかに文部科学省ウェブサイトに掲載しています。

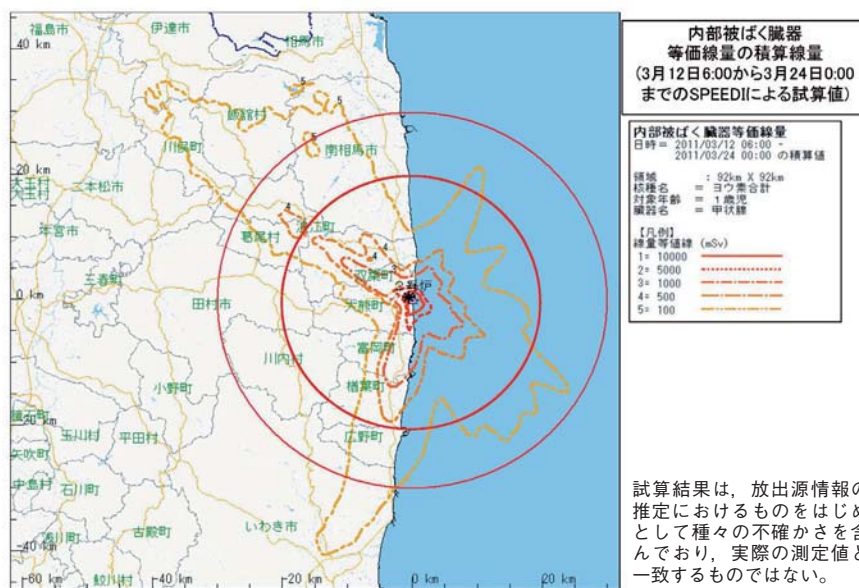
また、本件事故に係る放射線モニタリングを確実かつ計画的に実施することを目的として、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等が行っている放射線モニタリングの調整等を行うため、文部科学省が中心となり、モニタリング調整会議を開催しています。さらに、福島県における環境放射線モニタリングを維持・強化するとともに、全国における放射能調査体制を強化するため、平成23年度第2次補正予算において、全国のモニタリングポストの整備や、環境試料分析装置の整備等に必要経費を措置しています。

なお、文部科学省が整備及び運用を行ってきた緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)については、放出源情報を得ることができずに大気中の放射性物質の濃度等の変化を定量

\*8 環境放射線モニタリングとは、環境中の放射線(放射能)を定期的あるいは連続的に監視・測定すること。



的に予測するという本来の機能を発揮できませんでした。放出源情報の推定や推定結果を基にした積算線量の試算、モニタリングの調査区域の設定の参考に用いられるなど様々な形で補完的に活用されましたが、その活用の体制や公表の在り方にも課題を残しました。



SPEEDI による積算線量の試算結果の例(原子力安全委員会による放出源の逆推定によるもの)

## (2) 児童生徒等が学校等において受ける線量低減の取組等

文部科学省では、内閣府の原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受け、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」\*9(平成23年4月19日、生涯学習政策局長、初等中等教育局長、科学技術・学術政策局長、スポーツ・青少年局長通知。以下「暫定的考え方」という。)を、福島県教育委員会等に出しました。また、児童生徒等の受ける線量を確認するため、校庭等における継続的なモニタリングを実施するとともに、積算線量計を生徒の行動を代表するような教職員に着用してもらい、継続的に実際の放射線量を確認しています。

「暫定的考え方」では、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であるとしています。学校等における空間線量率の低減策を検討するため、日本原子力研究開発機構が福島大学附属中学校及び幼稚園において校庭の土壌対策に関する実地調査を実施し、その結果について、文部科学省より原子力安全委員会へ報告するとともに、各学校での空間線量率低減策の参考となるように、5月11日、福島県教育委員会等に対して周知しました。

また、5月27日には、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を発表し、①福島県内の全ての小・中学校等に対し積算線量計を配付しモニタリングを実施、②今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す、③校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校について設置者の希望に応じて土壌対策に関する財政的支援を実施することを示しました。

さらに、放射線防護と児童生徒等の日常生活及び心身の健康や発達等に関して様々な観点から検討・整理し、学校や家庭等に対して、科学的かつ総合的な情報を分かりやすく提供するため、専門家からのヒアリングを実施しました。

6月16日には、「福島県内の学校の屋外プールの利用について」(事務連絡)において、学校の屋外プールの利用にあたっては、飲料水の暫定規制値の見直しの結果を踏まえる必要があるが、最近の福

\*9 本通知では、以下の考え方を示している。

ICRP(国際放射線防護委員会)の「非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベル」である年間1~20ミリシーベルトを校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安として設定し、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくこととしている。具体的には、校庭等の空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルト以上の場合には学校内外での屋外活動をなるべく制限すること等が適当であるとしている。

鳥島の水道水中の放射性物質は不検出となっていることから、プールの水のモニタリングを当初は日に2回以上行っていただき、仮に放射性物質が確認された場合は、文部科学省において児童生徒等の受ける線量を推計することなどを示しました。

6月20日には、福島県外においても、校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校について、設置者の希望に応じ、福島県と同様に財政的支援を実施することとしました。

## Column No. 10

### 放射線とその影響について

#### ○放射線について

放射性物質は、放射線を出す物質の総称で、原子が「安定していない」状態の物質です。放射性物質は、より安定な物質に変化しようとしており、放射性物質が安定な物質に変化（壊変）する際にはエネルギーを放出します。これが「放射線」です。放射性物質が安定な物質になると、放射線を出さなくなります。また、「放射能」とは、放射線を出す能力のことを指します。1秒間に放射性物質が安定な物質に変化する数を「ベクレル (Bq)」と呼び、放射能の単位として使われます。放射性物質は安定な物質に変化するので、放射能は時間が経つとともにどんどん弱くなっていきます。例えば、ヨウ素131は放射能が半分になる期間（物理的半減期）が8日で、セシウム137は約30年です。また、体内に取り込まれた放射性物質が代謝や排泄により体の外へ排出されて半分になるまでの期間（生物学的半減期）は、ヨウ素131では乳児で11日、5歳児で23日、成人で80日、セシウム137では1歳までは9日、9歳までは38日、30歳までは70日、50歳までは90日です。

私たちの身のまわりには、様々な放射線があります。大地や建物、食物等に含まれる放射性物質からの放射線や、宇宙から地球に降り注ぐ宇宙線等の自然界に元々存在する放射線を、「自然放射線」といいます。また、工業や医療を目的に、人工的に作られた放射線を、「人工放射線」といいます。人工放射線の身近な例は、医療機関でのCTスキャンや胸部レントゲン撮影です。このように、医療でレントゲン写真を撮影したり、海外旅行で飛行機に乗ったりする場合でも、実は放射線を受けています。

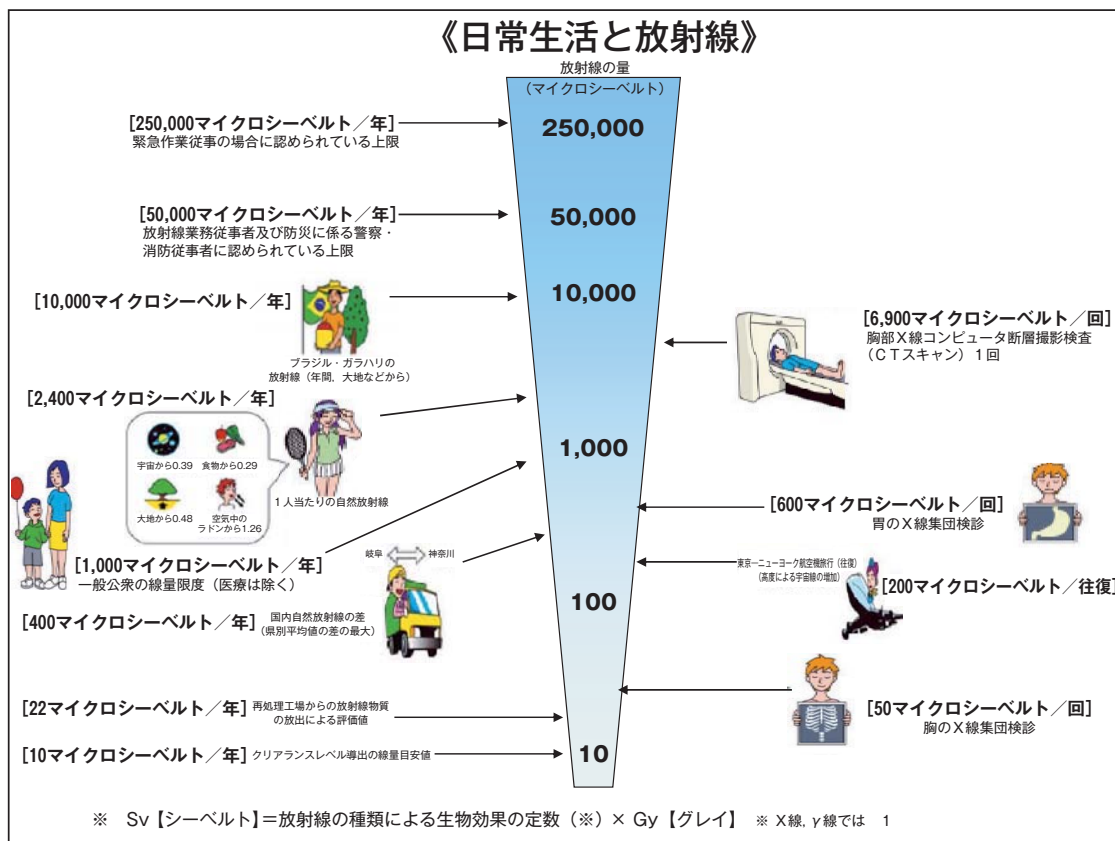
#### ○放射線が身体に与える影響について

人が放射線を受けることを、「被ばく」といい、その影響の大きさは「シーベルト (Sv)\*」という単位で表されます。同じ放射線の量を受けた場合の身体への影響は、自然放射線も人工放射線も変わりません。被ばくには、「外部被ばく」と「内部被ばく」がありますが、どちらも身体に及ぼす影響は同じです。外部被ばくは、主に衣服や皮膚に放射性物質が付着することで生じます。放射性物質を体内に取り込んでしまうことを内部被ばくといいます。

放射線が人体に与える影響には、「確率的影響」と「確定的影響」があります。確率的影響は、発ガンと遺伝的影響のことで、それ以外の全ての影響は確定的影響です。確定的影響には、ある線量以下では症状が全く現れない「しきい値」があります。例えば、白血球の一時的な減少は、250ミリシーベルトという「しきい値」を超えた場合に見られます。確率的影響のうち、遺伝的影響は、これまで人間（広島、長崎の原爆被ばく者や核実験被ばく者、チェルノブイリ等の原発被ばく者を含む。）で見られたことはありません。また、日本ではおよそ3人に1人がガンで亡くなっていますが、放射線によるガンによる死亡のリスクは、100ミリシーベルトで約0.5%程度上昇すると見積もられています。年間で100ミリシーベルト以下では、他の要因によってガンのリスクが高まることもあり、放射線によるガンのリスクの明確な上昇は認められていません。しかし、必要のない放射線をできるだけ浴びないようにするという考え方が大切です。

放射線の影響を減らすための対策としては、手洗いやうがい等の花粉症対策と同じような対策が効果的です。特に、内部被ばくについては、放射性物質を洗い流したりできないので、注意が必要です。ただし、放射性物質を一旦体内に取り込んでも、排泄時に体外に排出されたり、自然に放射能が弱まったりすることで、放射線の影響は弱まっていきます。また、私たちが放射線を受けたからといって、私たちの体から放射線が出てくることはなく、また、放射性物質が付着したり体内に取り込まれたりしても、その周りにいる人に影響を与えるほどの放射線が発生することはありません。

\* 1シーベルト (Sv) = 1,000ミリシーベルト (mSv) = 1,000,000マイクロシーベルト ( $\mu$ Sv)



資源エネルギー庁「原子力2002」をもとに文部科学省において作成

### (3) 「リフレッシュ・キャンプ」の実施

文部科学省及び国立青少年教育振興機構では、本件事故の影響により、福島県の子どもたちが外遊びやプールの利用を控えるなど、日常生活の中で多くのストレスを抱えている実態があることから、子どもたちの心身の健全育成やリフレッシュを図るため、3泊4日で、外遊び・スポーツや自然体験活動等を行う機会を提供する「リフレッシュ・キャンプ」を、福島県内にある国立那須甲子青少年自然の家及び国立磐梯青少年交流の家において、5千人規模で実施しています(7月21日～8月31日)。

### (4) 被災地域の住民へのスクリーニングの実施等

文部科学省では、福島県と連携をとりつつ、本年7月末までに延べ2千名以上の大学や独立行政法人の専門家を派遣し、福島県の指揮の下、その専門家も参加して住民に対するスクリーニング\*10を実施しています。

また、5月から開始された警戒区域内の一時帰宅に伴う住民や物品のスクリーニング等のために専門家を派遣しています。

さらに、仮に高線量の被ばくが発生した場合においても適切な治療を行うことができるよう、全国の国公私立大学が患者受入れについて協力する体制を整備しました。放射線医学総合研究所においては、実際に高線量被ばくのおそれがある方などを受け入れて検査・治療を実施するとともに、本年7月末までに2千名以上の方々の放射線測定を実施しています。

また、3月17日から健康相談ホットラインを日本原子力研究開発機構等の協力の下開設し、全国から放射線に関する相談を受け付け、放射線医学総合研究所の放射線被ばくの健康相談窓口と合わせ、本年7月末までに3万7千件以上の相談を受け付けています。

\*10 スクリーニングとは、体の表面の放射性物質による汚染をGMサーベイメータ等の放射線測定器を用いて測定し、ふるい分けすること。基準値以上であれば、除染等が必要となる。



さらに、福島県が実施する県民の健康管理調査について、文部科学省としても放射線医学総合研究所や大学などの能力を活かしながら協力しています。

このため、放射線医学総合研究所が福島県及び関係市町村に協力して、避難対象となった住民等を対象とした行動調査等から周辺住民が受けた放射線量の推定等を実施するための経費を平成23年度第1次補正予算で措置しました。

## (5) 原子力損害賠償制度の適用に向けた取組

本件事故発生以降、政府による避難、屋内退避の指示などにより、多数の住民らが避難その他の行動を、あるいは、生産及び営業を含めた事業活動の断念を余儀なくされており、一刻も早く被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要があります。

文部科学省では、本件事故に関して、原子力損害の賠償を円滑に進められるよう、①原子力損害の範囲など当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定、②原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介、を行うため、原子力損害の賠償に関する法律に基づき4月11日に「原子力損害賠償紛争審査会」を設置しました。

同審査会においては、迅速な被害者救済の観点から、政府指示等による避難や出荷制限など、緊急性が高く原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として策定することとしており、これまで「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」(4月28日)、同第二次指針(5月31日)、同第二次指針追補(6月20日)を策定しました。なお、上記の第一次指針、第二次指針及び第二次指針追補で既に決定・公表した内容にその後の検討事項を加え、原子力損害の範囲の全体像を示した中間指針(8月5日)を策定しました。

また、平成23年度第2次補正予算として、東京電力による迅速な賠償の実施のため原子力損害賠償契約に基づき国から東京電力に支払われる補償金や、多数の紛争の発生が見込まれることから、その解決を迅速に行うための体制整備に係る経費などを措置しました。

なお、平成23年7月29日に、今般の原子力事故による被害者を早期に救済するため、緊急措置として、国による仮払金の支払い等に関し必要な事項を定める「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」が成立し、また、同年8月3日に、原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織を中心とした仕組みを構築する「原子力損害賠償支援機構法」が成立しました。

## 6 電力需給対策

東日本大震災による、東北電力株式会社及び東京電力株式会社管内の電力供給力の大幅な減少に伴う計画停電の実施について両管内の教育委員会、大学、独立行政法人等の関係教育研究機関等に周知を図りました。

また、政府の電力需給緊急対策本部が取りまとめた「夏期の電力需給対策について」において、各需要家による使用最大電力15%削減の節電目標が示されたことから、文部科学省では、関係教育研究機関等に計画的な節電対策を実施するよう依頼するとともに、節電対策を効果的に進めるため説明会を開催するなどの支援を行っています。

さらに、西日本電力5社(関西・北陸・中国・四国・九州電力)管内における電力需給逼迫状況を受け、政府の電力需給に関する検討会合(旧電力需給緊急対策本部)において、「西日本5社の今夏の需給対策について」が取りまとめられ、関西電力管内については、使用最大電力10%以上の節電目標が、その他の電力管内については、活動に支障のない範囲での節電に取り組むことが示されました。文部科学省では、西日本電力5社管内の関係教育研究機関等についても節電対策を実施するよう依頼を行っています。

関係教育研究機関等においては、今回の電力需給逼迫状況を受けて、様々な取組がなされています。例えば、東京大学では、大学が社会に対し先導的役割を果たす必要性から、研究と教育の質を確実に維持しつつ使用最大電力の30%削減など積極的な節電目標を掲げ、「電力危機対策チーム」を組織し、空調の運用の効率化、照明器具の間引きの徹底、電算機サーバーの集約化、電気使用量の見える化(大学ホームページに公表)、活動時間のシフトなど節電対策に取り組んでいます。

### 平成23年度文部科学省第1次補正予算の概要

<b>学校施設等の復旧</b>	2,450 億円
・ 公立学校	962 億円
・ 私立学校(専修学校等を含む)	1,081 億円
( 施設復旧	643 億円 )
( 私学事業団の無利子融資(5年)	226 億円 )
( 教育研究活動復旧費補助	212 億円 )
・ 国立大学等	265 億円
・ 公立社会教育・体育・文化施設	87 億円
・ 研究開発法人施設等	55 億円
<b>各学校段階における就学支援</b>	189 億円
<b>【初等中等教育】</b>	
○被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の創設	113 億円
都道府県に基金を設置し、震災により就園・就学等が困難となった幼児児童生徒に対し支援を行う	
( ・奨学金事業・私立高校等授業料等減免事業・学用品等給付事業	)
( ・特別支援教育就学奨励事業・幼稚園就園奨励事業	
( ・私立専修学校・各種学校授業料等減免事業	
<b>【高等教育】</b>	
○奨学金の緊急採用の拡充	35 億円
家計急変に伴う奨学金の緊急採用(約4,700人)	
○授業料減免措置の拡充	41 億円
被災した学生の修学機会の確保のための授業料等減免の拡充	
(国立大学等約1,400人(8億円)、私立大学等約4,600人(34億円))	
<b>メンタルヘルスケア対応</b>	
○スクールカウンセラーの緊急派遣(国公私約1,300人)	30 億円
<b>福島原発事故対応</b>	24 億円
○放射線対策(モニタリング、被ばく医療等)	24 億円
○原子力損害賠償事務など	0.6 億円

## 防災対策事業

○公立学校施設の耐震化(約 1,200 棟)	340 億円
計	3,034 億円

## 平成 23 年度文部科学省第 2 次補正予算の概要

## 1. 原子力損害賠償法関係

(1)原子力損害賠償補償契約に基づく補償金	1,200 億円
※福島第 1 原子力発電所分であり、福島第 2 原子力発電所分は、今後の補正予算や予備費(東日本大震災復旧・復興予備費を含む)を活用して対応	
(2)補償金の支払いに関する業務委託費	3 億円
(3)迅速な紛争解決を図るための体制整備に係る経費	10 億円

## 2. 福島県及び全国における環境モニタリングの強化 235 億円※

(1)「ふくしまの子どもたちを守る取り組みに関する緊急要望」(福島県)等関連	110 億円※
①リアルタイム放射線監視システムの構築	
②可搬型モニタリングポスト等の設置	
③個人用積算線量計(フィルムバッジ等)貸与事業※	
(2)モニタリング調整会議の計画等に基づく放射線測定の強化関連	125 億円
①全国の放射能調査体制の強化(モニタリングポストの整備等)	
②広域環境モニタリングの強化	
③福島原子力発電所周辺における環境モニタリングの継続的实施	
④関係省庁協働による環境モニタリングの強化	

## 3. 福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業 45 億円

毎時 1 マイクロシーベルト以上の公・私立学校(約 400 校)に対し、災害復旧事業の枠組みで財政支援を実施

合 計 1,493 億円※

(※は、原子力被災者・子ども健康基金による事業(43 億円程度)を含む)

(参 考)

《省庁横断的な原子力被災者・子どもの健康への対応》

○福島県原子力被災者・子ども健康基金の創設

福島県からの要望も踏まえ、原子力災害から子どもをはじめ住民の健康を確保するために必要な事業等の中長期的に実施するための基金を福島県に創設

【健康管理・調査事業(経済産業省)】 782 億円

- ・児童生徒を含む全県民基本調査・長期健康調査の実施
- ・子どもを対象とした中長期的ながん検診の実施



- ・ホールボディカウンターの整備
- ・子どもの心身の健康確保事業(リフレッシュキャンプ) など

【特別緊急除染事業(内閣府)】 180 億円

- ・校庭・園庭等の表土改善
- ・校舎等の空調設備等導入
- ・通学路等の除染を行う町内会などの地域団体支援 など

## 第3節 復興に向けた対応

### 1 大震災からの教訓

今回の大震災は、多くの尊い命を失う戦後最大規模の災害となりました。また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の原子力事故も発生し、現在も深刻な事態が継続するとともに、全国各地では今なお8万7千名(7月28日現在、内閣府広報資料)を超える方々が避難生活を余儀なくされています。このような中、まずは、被災者に通常の生活を速やかに回復することが急務です。そして、今回の大震災からの教訓をもとに、将来の日本のあるべき姿を先取りした形での復興を進めることが重要です。

今回の教訓としては、災害の発生を前提とし、ふだんの日常生活の中で災害を意識した取組が行われることの大切さや、苦難に向かうときに大きな力を発揮した人と人、地域と地域のつながりの重要性など、当たり前でふだん忘れられがちであったことが取り上げられます。東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、このような教訓を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本としつつ、全国の先進モデルとなるまちづくり、学校づくりが行われることが強く求められています。

### 2 国と被災県の取組

このような中、政府においては、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめるため、平成23年4月11日、東日本大震災復興構想会議(議長：五百旗頭真 防衛大学校長、神戸大学名誉教授)を設置し、復興構想について幅広く議論を行い、6月25日に『復興への提言～悲慘のなかの希望～』を取りまとめました。この提言では、「大自然災害を完全に封ざることができると想定するのではなく、「減災」の考え方に立って、「地域コミュニティ」と「人と人をつなぐ人材」に注目する必要がある。」との考えに立ち、「減災」と「つなぐ」をキーワードとし、「新しい地域のかたち」「くらしとしごとの再生」「原子力災害からの復興に向けて」「開かれた復興」の4つの観点から、様々な具体策が提示されています。特に、文部科学省に関係する分野では、学校等の復旧支援、被災児童生徒等の就学支援、心のケアや学習・生活支援の充実など教育の機会均等と教育水準を確保するための取組についての提言がなされています。また、地域における文化の復興やスポーツ活動の促進のための支援や科学技術を駆使した復興支援の重要性についても提言がなされています。

さらに、平成23年6月に成立した東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)に基づく『東日本大震災からの復興の基本方針』が、7月29日に、東日本大震災復興対策本部にて決定されました。この基本方針では、復興構想会議の提言等を踏まえ、学校等のハード面・ソフト面からの防災機能の強化、就学援助や奨学金等の多様で手厚い就学支援、地域ネットワークづくり支援、復興を支える人

材育成、文化・スポーツの振興など、国による復興のための取組の基本的方針が示されています。(主な文部科学省関連部分については、【図表4】参照。)

文部科学省においては、今回の震災で、学校施設が地震や津波により大きな被害を受け、また、学校施設が子どもたちや地域住民の避難場所としての役割を果たす中、様々な課題が見られたことを踏まえ、平成23年5月27日に「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会(座長：長澤 悟 東洋大学理工学部教授)」を立ち上げ、学校施設の安全性や防災機能の確保などの重要課題について検討を行い、7月7日に『緊急提言』を取りまとめました。この提言では、学校耐震化や津波対策など学校施設の安全性を確保するための方策や、今回の震災を踏まえた学校施設の防災機能の向上のための諸方策(学校機能再開までの各プロセスにおいて、応急避難場所として必要とされる施設設備(参照：図表5)や防災担当部局との連携等)、地域の拠点として学校を活用するための計画・設計(社会教育施設や福祉施設等との複合化、近接化等(参照：図表6, 図表7))、電力供給力減少等に対応するための学校施設の省エネ対策等の具体策が提示されています。

さらに、東日本大震災が発生した際に被災地の学校がどのような対応を行ったのか、避難所としてどのような役割・機能を果たしたのかなどを記録として蓄積するための調査研究を行うとともに、平成23年7月21日に「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議(座長：渡邊正樹 東京学芸大学教授)」を立ち上げ、東日本大震災の教訓を次代を担う子どもたちに伝え、児童生徒の危険予測・危険回避能力を高められるよう、防災教育や避難訓練などの防災管理の見直し、災害発生時の教職員の安全指導の充実等について審議を進めています。

被災県においては、岩手県東日本大震災津波復興委員会(委員長：藤井克己 国立大学法人岩手大学長)、宮城県震災復興会議(議長：小宮山宏 株式会社三菱総合研究所理事長)、福島県復興ビジョン検討委員会(座長：鈴木浩 福島大学名誉教授)が設置され、それぞれの地域の特性や被害状況を踏まえ、各県独自の復旧・復興のための検討が行われています。

### ③ 文部科学省の取組方針

日本国憲法は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(第26条)」と定めており、この規定を受け、子どもたちが、その生まれ育つ環境に関係なく、ひとしく一定水準の教育を受け、自己実現を図ることができるよう、教育の機会均等とその水準の維持向上のための様々な制度が用意されています。被災地の復旧・復興に当たっては、子どもたちが今回の大震災の影響により自らの学業を途中で断念することがないように、教育の機会均等や教育水準の確保のための手厚い支援方策が必要となっています。

このため、文部科学省では、これまでも学校施設等の復旧に係る財政支援や就学支援等のため被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の創設、大学等における緊急採用奨学金や授業料減免の拡充などを行ったほか、心のケアのためのスクールカウンセラー等の緊急配置、放射線対策や公立学校施設の耐震化などの安全安心の確保のための各種施策を実施してきました。

文部科学省としては、今後とも引き続き、被災地からの御要望や上記提言等を踏まえ、被災地の学校等の再建・再開及び児童生徒等の就学等について支援を行うとともに、今回の大震災での教訓となった、災害を意識した日常的な取組の重要性、人と人、地域と地域のつながりの重要性等を再認識した東北発・未来型教育モデルづくりを促進することとしており、必要な制度の整備や事業の実施に取り組んでいきたいと考えています。

また、現在検討している第2期教育振興基本計画の策定に当たっては、今回の大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体の発展を図る観点から教育振興の方策を検討し、全国的に広げていく必要があります。その際、特に、①学びのセーフティネット(学習機会の確保、安全安心な教育環境の実現)、②社会を生き抜く力(教育の質の向上やその保障)、③絆づくりとコミュニティの

再構築(社会全体の教育力の向上, 個人の社会参画の促進), ④未来への飛躍(グローバル化への対応, イノベーションの創出, 社会的課題に対応した人材養成)といった視点を重視する必要があると考えています。

【図表4：東日本大震災からの復興の基本方針】

東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興本部決定) ～主な文部科学省関連部分～	
〈災害に強い地域づくり〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員               <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な埋蔵文化財調査のための体制の整備</li> </ul> </li> <li>○土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の文化財に留意した文化財保護法の弾力的運用を検討</li> </ul> </li> </ul>
〈地域における暮らしの再生〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育の振興               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等のハード面, ソフト面から防災機能の強化</li> <li>・学校と, 福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討</li> <li>・被害大の幼稚園等の再建支援, 幼保一体化施設(認定こども園)としての再開支援</li> <li>・被災地のニーズや実情を踏まえた就学援助や奨学金等の多様で手厚い就学支援</li> <li>・学生・生徒に対する就職支援の強化</li> <li>・教職員配置の特例的措置, スクールカウンセラー等の派遣</li> <li>・コーディネーターを活用した地域のネットワークづくりの支援</li> </ul> </li> <li>○復興を支える人材の育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・高専等における先進的な教育の実施や産学官連携の取組みの支援</li> </ul> </li> <li>○文化・スポーツの振興               <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財等の修理・修復の推進, 伝統的行事や方言の復興等への支援</li> <li>・博物館・美術館・図書館等の再建支援</li> <li>・文化芸術活動に対する支援や芸術祭・音楽祭等のイベント開催への支援</li> <li>・地域におけるスポーツ活動の促進, 国際競技大会の招致・開催</li> </ul> </li> </ul>
〈地域経済活動の再生〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業, 産業・技術等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等における復興のためのセンター的機能の整備</li> <li>・中長期的, 継続的, 弾力的な支援スキームによる知と技術革新の拠点機能の形成</li> </ul> </li> </ul> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋生態系の解明による漁場復興等のため大学, 研究機関等のネットワーク形成</li> <li>・東北の強みである材料開発, 光, ナノテク分野等における産学官協働の推進</li> <li>・メディカル・メガバンク構想等大学病院を核とする医療人材育成や創薬・橋渡し研究</li> </ul>



〈大震災の教訓を踏まえた国づくり〉

- 電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し
  - ・再生可能エネルギー，省エネルギー等の革新的技術開発の推進
- 世界に開かれた復興
  - ・外国人留学生及び外国人研究者に対する適切な災害情報の提供，研究活動等の支援
- 今後の災害への備え
  - ・地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化
  - ・地域も巻き込んだ防災教育の推進
  - ・学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の強化と危機管理機能のバックアップ
  - ・災害時の被害状況把握等のため衛星システムの利用を検討
  - ・震災に関する学術調査，関係資料・映像等のデジタル化

〈原子力災害からの復興〉

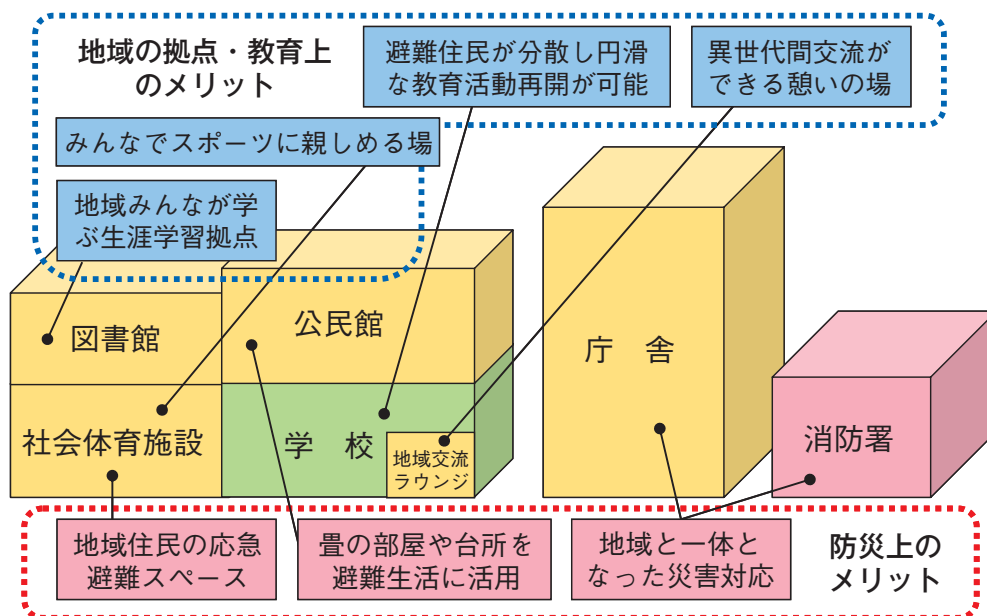
- ・放射線量等きめ細かで抜け落ちのないモニタリングと情報提供
- ・子どもたちが受ける被ばく線量低減のための取組を着実に実施
- ・住民の継続的な健康管理を実施
- ・被災者に対する迅速，公平かつ適切な賠償を推進
- ・福島県に国内外の叡智を結集する開かれた環境修復技術等の研究拠点を形成
- ・産学官連携による最先端の医薬品・医療機器の研究開発，製造拠点を整備
- ・再生可能エネルギーの世界最先端の研究拠点の整備

【図表5 学校機能再開までのプロセスにおいて、応急避難場所として必要とされる施設設備】

	応急避難場所機能	学校の機能	必要な施設設備
救命避難期 (発災直後～避難)	地域住民の学校 への避難	子どもたちの 安全確保	避難経路 バリアフリー
生命確保期 (避難直後～ 数日程度)	避難場所の開設・ 管理運営	子どもたちや 保護者の安否確認	備蓄倉庫，備蓄物資 トイレ 情報通信設備 太陽光発電設備 プールの浄化装置 等
生活確保期 (発災数日後～ 数週間程度)	自治組織の立ち 上がり，ボラン ティア活動開始	学校機能再開の 準備	ガス設備 和室 更衣室 保健室 等
学校機能再 開期	学校機能との同居 →避難場所機能の 解消	学校機能の再開	学校機能と応急避難場所機能の共存 を考慮した施設整備

【図表6 学校と官署や社会教育施設等の公共施設を集約した総合複合施設】

アイデア1 学校と官署や社会教育施設等の公共施設を集約した総合複合施設

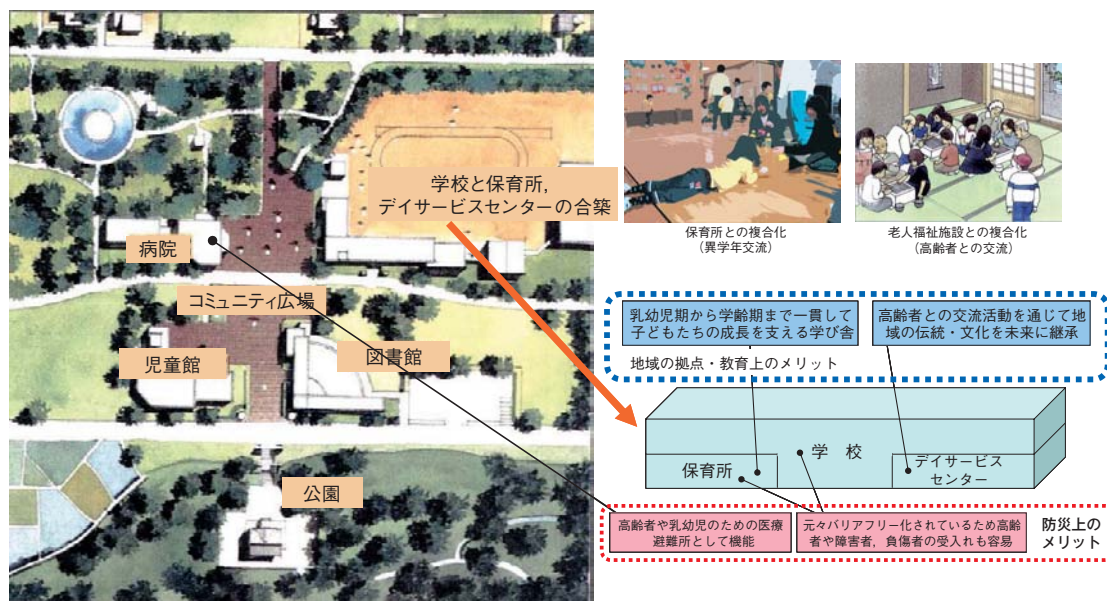


【平時】学校と図書館，公民館，社会体育施設を一体的に整備し，必要なスペースを確保することで，子どもたちの教科学習の充実，放課後や休日における学習活動，体験活動の充実，さらには地域住民の生涯学習拠点として機能

【災害時】地域防災の司令塔機能を備えた総合型避難施設として，災害時に必要な機能を最大限発揮できるよう整備

【図表7 学校と公園、福祉施設等を一体的に整備したバリアフリー重点ゾーン】

アイデア2 学校と公園、福祉施設等を一体的に整備したバリアフリー重点ゾーン



【平時】 保育所・幼稚園，小学校，老人福祉施設等を一体的に整備することで，乳幼児期から学齢期まで一貫して子どもたちの成長をサポート。また，高齢者との交流活動を通じ，地域の伝統・文化を継承

【災害時】 乳幼児や障害者，高齢者等が安全安心に避難生活を送ることができるよう，バリアフリー化や医療・介護機能を備えた災害弱者用避難エリアとして整備